

## 利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）規約（案）

### （名称）

第 1 条 この会議は、「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、利根川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

第 3 条 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難・的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### （幹事会の構成）

第 5 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

### （幹事会の実施事項）

第 6 条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

(水防連絡部会の構成)

第7条 本部会は別表3に掲げる水防関係機関をもって構成する。

- 2 利根川下流河川事務所水防連絡部会を協議会の下に置く。
- 3 水防連絡部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(水防連絡部会の実施事項)

第8条 水防連絡部会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水予報及び水防警報に関すること。
- 二 重要水防箇所に関すること。
- 三 河川改修の状況、水防資器材整備状況等の情報提供、交換に関すること。
- 四 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
- 五 水防対策の協力及び連絡に関すること。
- 六 水防対策の広報宣伝に関すること。
- 七 水防対策の調査、研究に関すること。
- 八 その他必要な事項。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会、部会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、利根川下流河川事務所防災対策課で行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第13条 本規約は平成28年5月25日から施行する。

別表 1 (協議会の構成員)

国土交通省利根川下流河川事務所長

気象庁水戸地方气象台長

気象庁銚子地方气象台長

茨城県生活環境部防災・危機管理課長

千葉県防災危機管理部危機管理課長

茨城県土木部河川課長

千葉県県土整備部河川環境課長

茨城県竜ヶ崎工事事務所長

千葉県柏土木事務所長

茨城県潮来土木事務所長

千葉県印旛土木事務所長

千葉県成田土木事務所長

千葉県香取土木事務所長

千葉県銚子土木事務所長

千葉県銚子漁港事務所長

利根川水系県南水防事務組合管理者

印旛利根川水防事務組合管理者

稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者

千葉県長沼水害予防組合管理者

(茨城県) 取手市長  
龍ヶ崎市長  
利根町長  
河内町長  
稲敷市長  
神栖市長  
潮来市長

(千葉県) 我孫子市長  
柏市長  
印西市長  
栄町長  
成田市長  
神崎町長  
香取市長  
東庄町長  
銚子市長  
酒々井町長  
白井市長  
八千代市長  
佐倉市長  
四街道市長

水資源機構利根川下流総合管理所長

水資源機構千葉用水総合管理所長

水資源機構霞ヶ浦用水管理所長

別表 2 (幹事会の構成員)

国土交通省利根川下流河川事務所防災対策課長

気象庁水戸地方气象台水害対策気象官

気象庁銚子地方气象台水害対策気象官

茨城県生活環境部防災・危機管理課長補佐

千葉県防災危機管理部危機管理課  
主幹(兼)災害対策室長

茨城県土木部河川課長補佐

千葉県県土整備部河川環境課副課長

茨城県竜ヶ崎工事事務所河川整備課長

千葉県柏土木事務所調整課長

茨城県潮来土木事務所河川整備課長

千葉県印旛土木事務所長調整課長

千葉県成田土木事務所調整課長

千葉県香取土木事務所調整課長

千葉県銚子土木事務所調整課長

千葉県銚子漁港事務所技術次長

利根川水系県南水防事務組合事務局長

印旛利根川水防事務組合事務局長

稲敷広域消防本部警防課長

千葉県長沼水害予防組合危機管理課長

(茨城県) 取手市安全安心対策課長

(千葉県)

我孫子市治水課長

龍ヶ崎市危機管理室長

柏市雨水排水対策室長

利根町総務課長

印西市防災課長

河内町総務課長

栄町消防防災課長

稲敷市危機管理課長

成田市危機管理課長

神栖市防災安全課長

神崎町総務課長

潮来市総務課長

香取市土木課長

東庄町総務課長

銚子市総務課長

酒々井町総務課長

白井市市民安全課長

八千代市総合防災課長

佐倉市土木河川課長

四街道市下水道課長

水資源機構利根川下流総合管理所管理課長

水資源機構千葉用水総合管理所管理課長

水資源機構霞ヶ浦用水管理所管理課長

別表 3 (水防連絡部会の構成員)

国土交通省利根川下流河川事務所	千葉県県土整備部河川環境課
茨城県土木部河川課	千葉県柏土木事務所
茨城県竜ヶ崎工事事務所	千葉県印旛土木事務所
茨城県潮来土木事務所	千葉県成田土木事務所
利根川水系県南水防事務組合	千葉県香取土木事務所
稲敷地方広域市町村圏事務組合	千葉県銚子土木事務所
茨城県取手市	千葉県銚子漁港事務所
茨城県龍ヶ崎市	印旛利根川水防事務組合
茨城県利根町	千葉県長沼水害予防組合
茨城県河内町	千葉県我孫子市
茨城県稲敷市	千葉県柏市
茨城県神栖市	千葉県印西市
茨城県潮来市	千葉県栄町
水資源機構利根川下流総合管理所	千葉県成田市
水資源機構千葉用水総合管理所	千葉県神崎町
水資源機構霞ヶ浦用水管理所	千葉県香取市
	千葉県東庄町
	千葉県銚子市

# 既存の会議との関係(案)

## 利根川下流災害情報協議会

(目的)

本協議会は、利根川において、土砂災害警戒区域等も考慮した洪水ハザードマップ作成を推進するなど災害情報の共有化及び関係者の連携強化を図るものとする

(協議事項)

1. 洪水ハザードマップ作成に向けた進捗状況
2. 洪水ハザードマップ作成に当たった課題と解決策
3. 緊急時及び平常時の情報共有のあり方
4. その他必要な事項

※統合(解消)

## ◆利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)※新たに設置

(目的)

本協議会は、河川管理者、県、市町等が連携協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、利根川下流域に「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

1. 水害リスク情報や、各構成員が実施している現状の減災に係わる取組状況の共有。
2. 的確な避難、水防活動及び氾濫水の排水を実現するため、構成員が取り組むべき事項を地域の取組方針として作成、共有。
3. 毎年、地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認。出水期前のトップセミナーや共同点検。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策

## 水防連絡部会

(業務)

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防箇所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項

## 参考

## 利根川下流水防連絡会

(目的)

本協議会は、河川法、災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき、国土交通省利根川下流河川事務所管内利根川の直轄管理区内の水防関係機関との協力及び連絡を密にし、河川管理に万全を期すことを目的とする。

(業務)

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防箇所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項